

平成19年11月12日

各位

株式会社 ベストブライダル  
代表取締役社長 塚田 正之  
(コード番号:2418 東証マザーズ)  
お問い合わせ先  
役職・氏名 取締役 藤谷 知治  
管理部長  
電話番号 03(5464)0081(代表)  
(URL <http://www.bestbridal.co.jp>)

### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成19年11月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)全役職員に法令・定款・社内規程の遵守を徹底するため、社内諸規程及び各業務の業務マニュアルにより、徹底した研修を行い、法令順守の重要性を涵養し、全役職員の意識を高めるものとします。
  - (2)これらの社内諸規程、業務マニュアルは、定期的に見直しを行い、関連法令の改正、社会制度の変更等に追随できるように改訂・修正を行うものとします。
2. 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1)取締役会議事録、経営会議その他の重要な会議に関する資料、並びに稟議書、その他重要な決裁に係る書類の作成、保存及び管理等については、関連する法令に準拠した当社社内規程に基づき適切に保存及び管理するものとします。
  - (2)取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1)代表取締役直轄部署として内部監査室を設置し適切なリスク管理の運営を図ります。
  - (2)内部監査室は、定期的に業務監査を実施し、監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険な内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに代表取締役社長に報告するとともに関連する担当部署にも通報し、リスク管理の迅速な連携を図り、その対応について可及的速やかに対処するものとします。
  - (3)内部監査室は、業務監査実施項目及び実施方法を定期的に検証し、監査実施項目に遺漏がないよう確認し、必要があれば速やかに監査方法を改訂します。
  - (4)内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理に関連する諸規程の整備を各部署に求め、また、内部監査室の存在意義を全社員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導します。

(5) お客様からのご意見等への対応

お客様からのご意見等を受けるために「お客様相談窓口」を設置し、当社をご利用いただきましたお客様方からのアンケート葉書によりご意見を頂戴しています。

お客様方からのご意見等はこれを経営に活かせるよう努めるものとし、苦情等については、「お客様相談窓口」から関係部署に伝達し、相応の措置を迅速に講じております。なお、苦情等が重要な内容を含む場合は、必要に応じて、代表取締役社長及び監査役に報告するものとします。

**4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役、監査役で構成する「取締役会」を毎月1回、必要に応じて適宜、臨時に開催し、法令、定款、及び取締役会規程に従い重要事項について審議・決定を行います。
- (2) 取締役、常勤監査役で構成する「経営会議」を毎月1回開催し、主に取締役会で決議される事項の審議を行います。

**5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 各子会社については、関係会社管理規程に従い定期的にその経営状態及び業務執行についての報告を経営管理部門の担当取締役が受け、取締役会で報告します。
- (2) 内部監査室は、各子会社と連携を図り、損失の発生する業務の執行又は法令順守に違反する可能性を把握した場合には、直ちにその内容・程度・影響等について取締役会及び担当関連部署に報告します。

**6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役からの求めに応じ、その職務を補助すべき専任の使用人を適宜設置するものとします。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行するものとします。その使用人の任命・異動については、監査役の同意を必要とします。
- (3) 代表取締役社長は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について、監査役と定期的に意見交換を実施します。
- (4) 監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け意見を交換するものとします。
- (5) 監査役は、内部監査室から内部監査の報告を受けるほか、適宜内部監査室と会合をもち、情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとします。

以 上